平成２２年（フ）第７７号
愛媛県八幡浜市広瀬３丁目２番４号
債務者　佐々木直幸
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前10時40分
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２９８２号
静岡県掛川市御所原４－３　ハイツ百合の木Ⅲ103号室、住民票上の住所愛知県日進市五色園３丁目1013番地
破産者　渡邊　　博
1　主文　当裁判所が平成22年11月25日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県日進市五色園３丁目1013番地」とあるのを「静岡県掛川市御所原４－３　ハイツ百合の木Ⅲ103号室、住民票上の住所愛知県日進市五色園３丁目1013番地」と更正する。
2　決定年月日　平成23年１月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６２号
福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼131番地１
破産者　いわせ食品株式会社
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
神奈川県伊勢原市上粕屋226番地の５、開始決定時の住所神奈川県相模原市城山町原宿南２丁目46番地２
破産者　志村　吉広
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７０号
沖縄県うるま市字高江洲1063番地５　ヴィラコスモ203
破産者　豊島　恵三
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１４８６号
埼玉県川口市戸塚東４丁目24番１－306号　ライオンズガーデン東川口第２
破産者　株式会社ティーエス商事
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９４号
名古屋市港区惟信町３丁目30番地の１
破産者　有限会社ティー・エレクトリシティー
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６８号
名古屋市東区泉１丁目22番22号
破産者　株式会社デセルカフェティフィン
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５４９号
山梨県甲府市住吉４丁目16番９号
破産者　株式会社松島電工社
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１６３号
福島県須賀川市六郎兵衛85番地４
破産者　吉田　義孝
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
山口県周南市周陽１丁目１番40―201号
破産者　四宮　芳江
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２６号
福岡県みやま市山川町尾野2116番地２
破産者　ルークこと　山下　大輔
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１９８２号
名古屋市中川区上高畑１丁目151番地　第３コーポ万常203
破産者　三浦　光男
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７６５号
名古屋市熱田区千代田町１番19号　ライオンズマンション日比野502号
破産者　佐藤　英司
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８１号
名古屋市港区入場１丁目313番地　フォーレス入場101号
破産者　奥村　伸洋
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２５号
神奈川県海老名市中野563番地の１　レジデンス月之浦Ｂ―201
破産者　阿部　義光
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５５０号
山梨県甲府市貢川１丁目10番37号甲府テラスハウス９号館103号、開始決定時の住所山梨県甲府市住吉４丁目16番９号
破産者　松嶋　愛子
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
宮崎県都城市年見町３－４　年見第８マンション833号室、住民票上の住所宮崎県都城市山田町山田3618番地９
破産者　中島　　修
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部